建設関係部課長会議　会議録

1　日　時　平成２６年８月１８日（月）　午後１時３０分

2　会　場　愛知県自治センター４階　大会議室

3　当番市　清須市

4　出席者　県・・・建設総務課予算第一Ｇ　課長補佐　林　桂三　始め３名
市・・・名古屋市緑政土木局路政部　主幹　尾崎嘉成　始め４５名
市長会事務局・・・行政係長　石川浩司　始め３名

5　内　容　①　開　　会　市長会事務局　財政係長　大山順子
②　あいさつ　市長会事務局　財政係長　大山順子
自己紹介形式にて愛知県職員３名紹介
③　議長選出　清須市　建設部次長兼上下水道課長　宮崎　稔
④　議　　題
・債務負担行為による工事の設計変更について
一宮市：提案趣旨説明
期間２年の債務負担行為の場合に２年目に増額の設計変更が生じた場合、財務処理上等どのように対処しておられるかご教示ください。
（議長指名により順次発言）
津島市：　２年目で増額が判明すれば補正予算で対応していくことになります。
豊田市：　２年目の年度途中に増額の設計変更が生じた場合、流用対応や補正予算に計上します。
小牧市：　２年目に発生した場合は、債務負担行為の補正ができないため、２年目の現予算の増額補正を行うか、流用等により予算措置を行っております。
みよし市：　複数年の工事は、継続費で行っています。債務負担行為で限度額を超えた場合は、別工事にて発注するものと考えます。
安城市：　債務負担行為を設定した会計年度後に債務負担行為の補正をすることができないため、新たな債務負担行為を設定して対応します。最終年度の場合は、補正予算にて増額して対応します。
一宮市：　最終年度では、債務負担行為の金額の変更ができないので、流用または補正等で確保し、別途支出負担の

合併で変更しています。

愛知県：　債務負担行為の予算と請負契約金額との差金があれば１年目に差金範囲内の変更増額契約ができる。２年目には、債務負担行為は消滅してしまう。差金以上の変更増が１年目であれば、債務負担行為の補正も可能だが、２年目では、当該年度の予算を付けて対応する。

・車道における自転車通行空間の確保について

豊田市：提案趣旨説明

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が平成２４年度に出され、愛知県警察は、今後、基本的に新設の歩道では、普通自転車歩道通行可の規制は、実施しないと聞いています。各市におけるガイドラインの取り扱い、新設の事業中の道路法９５条２の協議済路線、事業着手予定の路線等での対応状況、予定についてご教示ください。道路構造の技術的基準を定める条例において、車道の左端部分に自転車の通行空間としての幅員を確保することが規定されているが、ガイドラインでは、規定されてなく合致しない中で、対応状況をご教示ください。

（議長の指名により順次発言）

名古屋市：　事例に発展することは、現在ありませんが、設計変更を含めて進めていくと思います。２点目ですが、幅員の確保できる路線、できない路線がありますが、幅員の確保できる路線は、ネットワークを構築し、整備していきます。

豊橋市：　昨年よりネットワークについてワーキングを開き、進めています。現実問題、交差点部分については、幅員が減少する問題は、出ています。事例も少なく、ネットワークには、国県道が含まれていますので、関係機関及び警察と更なる検討が必要と考えています。

刈谷市：　公安協議の済んでいる道路のうち、自転車ネットワークの一部として計画されている路線は、設計変更を検討し、それ以外の路線は、当初計画どおりでの整備

を考えています。道路構造令については、自歩道の取り扱いを含め検討中です。

安城市：　平成１９年度に作成した「自転車ネットワーク整備計画」に基づいて整備を進めています。道路法９５条の２の協議済み路線は、協議どおり整備しましたが、近年整備している路線はありません。未協議の路線については、公安委員会と協議をしていく中でガイドラインに沿う形で対応していく予定です。自転車の通行空間としての幅員確保については、状況に応じて対応していく予定ですが、過去には、交通量的に余裕のあった路線で車道幅員を狭小して確保した事例があります。

豊田市：　愛知県に確認したいのですが、国の施策で、自転車道を整備するうえで､道路法の基づく路肩､通行帯は、ガイドラインの中では、１．５ｍを確保すべきとなっているが、構造令では、担保がない。愛知県で、条例化もしくは、一定の基準作りをしていただけるのかご教示ください。

愛知県：　都道府県レベルでは、１県しか条例化していない。国土交通省では、道路構造令の中で、自転車レーンを指定していくよう検討をなげかけています。昨年９月より総務省による行政評価が行われており、その中で道路構造令の中に自転車レーンの規定がないことによる弊害等を聞かれています。他の都道府県の動向や事例を調べ前向きに検討していきたいと考えております。

一宮市：　愛知県警は、普通自転車歩行者通行可の規制を実施しないのではなく、積極的に通行可の標識を設置しないすなわち規制しないと言っておりました。

豊田市：　都市計画の事業認可や国庫補助金の会計検査時に、現状では、対応できるのか疑問であり、愛知県にお願いしたいと思います。

春日井市：　春日井市内の県道春日井稲沢線を１５年前に今回のガイドラインの通り整備したが、２、３年で現道に戻した。原因がわかれば教えていただきたい。

愛知県：　調べます。この事例を参考にし、このようなことがないようにしていきます。

・交差点（角地）における隅切り用地の確保について

豊田市：（提案趣旨説明）

市道の交差点改良事業で隅切り用地を買収して確保することもありますが、大半が建築基準法上の２項道路にあたる狭あい道路の後退用地を寄付でお願いしている。その中で、交差点に係る部分は、隅切り用地としてご協力をお願いしております。全国的には隅切り用地の寄付に対する奨励金の交付や支障物件の除却に対する助成金や補助金の交付、隅切り部分の建築制限をするなどの自治体もあるようですが、各市の取組状況をご教示ください。

（議長の指名により順次発言）

春日井市：寄付または無償使用をお願いしていることが大半です。また、「街づくり支援制度」により、市道の後退用地や隅切部分を買収し、整備している箇所もあります。

豊川市：　狭あい道路における後退用地の確保が喫緊の課題となっており、来年度制度化に向けて検討しています。隅切用地に関しては、安全性の確保を図る上で必要性、重要性が高いものの地権者への理解が得られにくい状況です。奨励金の交付や支障物件の除去に対する助成金等の交付を考えています。

碧南市：　来年度に向けて改定を進めていますが、間口から２０ｍ部分については、固定資産税評価額、隅切部分は、評価額の１．２倍で買い取りしております。

江南市：　改良工事等で隅切りが必要になる場合は、用地を買収し確保しています。地元要望による隅切りは、地元において地権者の同意を取っていただき、用地買収を行っています。測量、分筆は、市で行い、買収単価は、固定資産税路線価を採用しています。

東海市：　隅切用地は、用地取得基準を設けて、用地買収を進めております。

・占用料の改訂について

豊田市：（提案趣旨説明）

国土交通省では、平成２６年４月から新たな占用料単価により、占用料を徴収しているところです。これに関連し、愛知県の道路占用料についても、占用料単価の見直しが検討されていると聞いています。豊田市においては、愛知県条例における占用料単価を参酌して、占用料単価を設定しており、県に準じた占用料の改定を検討しています。各市の占用料単価の改定の予定などの状況をご教示ください。

（議長の指名により順次発言）

名古屋市：　国の改正が平成２０年、２３年、２６年と３年毎で行われているので、本市は、平成２５年９月議会に諮り、平成２６年４月に改正しました。平成２１年４月以前は、国に準拠して行っていたが、それ以後は、独自単価により行っている。次回につきましては、固定資産税評価額の評価替えに合わせて、３年毎に見直しを予定しております。

岡崎市：　改定時期は、平成２８年４月に愛知県の予定に準じて行う予定です。議会に諮る時期は、平成２７年１２月議会を予定しています。告知する方法は、広報を考えています。今後については、県、国に準拠して市町と連携を深めながら進めていきます。

北名古屋市：　前回は、愛知県のものを準用させていただいておりますので、愛知県の状況をみて、進めていきたいと思います。

長久手市：　改定時期は、評価替えのサイクルに合わせ、平成２９年４月を予定しております。道路価格と用途別構成割合は、独自で算定しています。平均地と商業地の割合が県の基準を使用すると合っていないので市の実情に合わせた算定としています。

愛知県：　３年毎ルールに基づき、平成２７年度固定資産税評価データを用い、平成２７年１２月議会、平成２８年４月

に改定の予定です。改定内容は、国が平成２６年４月より、三級地から五級地に細分化しましたので、国に準じて五区分に分ける予定です。名古屋市及び周辺の一級地については、試算によると占用料は、名古屋市を除いて上がります。二級地については、あまり変わらないと思います。三級地は、下がると思われます。

・ポツダム政令に基づき市町村に帰属された旧部落持ちの土地を地元地縁団体等へ無償譲渡する手続きについて

稲沢市：(提案趣旨説明)

ポツダム政令に基づき市に帰属された旧部落持ちの土地について、地元地縁団体等から譲渡申請の提出がなされた場合、現況を確認し、市にとって支障がないものと判断できる場合、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき議会の議決を得て無償譲渡している。もとは、地元団体の所有物であり、真正な登記名義の回復に過ぎず、議会の議決要件には、担当として抵抗があり、スムーズに所有権を移し替えることができないか思案しています。市条例「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」に、この譲渡要件を加えて、議会を通すことなく、本来の所有者に返すことができないか考えています。各市町におかれましても同様な事例があれば、対応方法や方針などご教示ください。

一宮市：　事業に伴う事例があり、「一宮市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」にポツダム政令に関する規定が明記してありますので、無償で譲渡しております。

常滑市：　覚書により市名義に変更し、財産の維持管理等は、従来通り字に委任しているが、使用権の廃止、または処分することが可能となった場合は、市議会の承認を得て財産の払下げをする。売却代金は、市が一時保管し、字の公共事業施行に当たり費用の必要が生じた時に支出します。「常滑市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」には謳われていません。

日進市：　「日進市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条

例」には、この案件は規定されていませんので、提案市と同様に地方自治法第９６条第１項第６号により議会に議決を経て無償譲渡することが適当であると考えます。

弥富市：　市条例「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」第３条第３号において、この譲渡案件に該当すると考えています。

・その他

一宮市：(提案趣旨説明)

台風時に民地の樹木が倒れて、交通を遮断している場合、樹木の対処をどのようにしているのかご教示ください。

半田市：　交通に支障をきたす場合は、職員にて撤去しています。

西尾市：　通行止めになった場合、職員にて路肩に寄せます。撤去については、個人にお願いします。

知立市：　二次災害が発生すると考えられるような状況であれば、市の方で撤去しています。二次災害が発生しないと確認できれば、交通に支障のない所に寄せ、個人の方に対応をお願いします。

豊明市：　交通に支障のある場合は、市で撤去し、民地内に置きます。通行が可能であれば、所有者にお願いしています。

田原市:　台風時であれば､撤去し､支障のない所に置きます｡｡一般時は、所有者にお願いします。

愛知県：　街路樹は、県にて撤去します。樹木が倒れ、交通に支障がある場合は、県の道路管理者が放置したら、道路管理瑕疵を通常の安全性を確保していないと問われかねないので県で処分します。

⑤　次年度当番市の決定　北名古屋市

⑥　閉　　会　市長会事務局　財政係長　大山順子

以上